

## <令和5年度労働保険年度更新について>

6月から労働保険年度更新の手続きが始まります。

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告・納付手続きが必要です。これが「年度更新」の手続きです。

申告及び納付は、法定の期限7月10日(月)までをお願いします。

なお、5月中の受付はできません。

年度更新申告書の書き方等については、年度更新申告書計算支援ツール(厚生労働省ホームページに掲載)を活用していただき、厚生労働省動画チャンネル(YouTube)でも案内を行っていることから、積極的に活用いただきますようお願いいたします。また、不明な点につきましては、コールセンター(Tel0120-665-776)、愛知労働局労働保険適用・事務組合課、各労働基準監督署へお問い合わせください。

作成されました申告書は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、ご協力いただける範囲で、愛知労働局労働保険適用・事務組合課へ郵送・電子申請等の接触機会を減らす方法での提出をお願い致します。

現在、労働者がいない場合、既に廃業している場合又は納付が困難な場合でも申告書の提出は必要です。

建設工事にかかる労災保険につきまして、金融機関へ提出される場合は、一括有期事業報告書及び総括表は金融機関では受け取ることができませんので、申告書のみ提出いただき、一括有期事業報告書及び総括表は、別途、愛知労働局労働保険適用・事務組合課へ提出してください。

労働保険料口座振替を利用されている場合は金融機関へは提出できませんので、申告書は愛知労働局労働保険適用・事務組合課に提出してください。

申告書のご提出後、記載内容について、厚生労働省が外部委託した民間業者より照会させていただく場合があります。事業者名については、申告書と同封のリーフレットをご覧ください。

### 【令和4年度確定保険料算定にかかる留意事項について】

令和4年度の雇用保険料率が年度途中(令和4年10月)で変更しているため、一元適用事業(労災保険と雇用保険を一つの労働保険番号で申告する事業)及び二元

適用事業(雇用保険分)について、令和 4 年度確定保険料の算定方法が例年と異なり、前期(令和 4 年 4 月 1 日～同年 9 月 30 日)と後期(令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)に分けて算出する必要があります。これに伴い、年度更新申告書と確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表の様式が、賃金額を前期と後期に分けて集計できるよう変更されています。詳細は、申告書に同封される年度更新申告書の書き方及び各種リーフレット等をご確認ください。

**【保険料率、一般拠出金率について】**

労災保険料率及び一般拠出金率については、平成 30 年度以降変更ありません。

雇用保険料率については、令和 4 年度分が前記のとおり前期(令和 4 年 4 月 1 日～同年 9 月 30 日)と後期(令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)とで適用される雇用保険料率が異なります。

また、令和 5 年度に適用される雇用保険料率が変更となっております。

(詳細は、厚生労働省ホームページ又は申告書に同封の下敷をご参照ください。)